

上場会社監査事務所登録細則

制 定 平成19年3月1日
最終変更 平成23年8月3日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第4条、第5条第2項及び第4項、第9条第1項、第11条、第15条第1項、第22条並びに第23条に基づき、上場会社監査事務所部会の登録その他運営に必要な事項について定める。

第2章 提出書類

(登録申請書)

第2条 会則第128条第2項に定める登録申請書は、様式第1号により作成する。

(誓約書)

第3条 会則第128条第2項に定める誓約書は、様式第2号により作成する。

(上場会社監査事務所概要書)

第4条 規則第5条第1項第一号に定める上場会社監査事務所概要書の記載事項は、次の事項とする。

- 一 監査事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の事務所名称並びに外国の規制機関に登録している場合の国名等及び規制機関の名称）
- 二 監査事務所の所在地等（監査事務所所在地、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）
- 三 監査事務所の代表者（理事長など監査事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）
- 四 品質管理責任者（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職並びに連絡窓口担当者の氏名）
- 五 監査事務所の沿革（設立年月日、監査事務所の合併等の組織再編の沿革）
- 六 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等、特定社員、所属公認会計士その他の監査実施者の数及び公認会計士共同事務所（以下「共同事務所」という。）については全構成員の氏名）
- 七 従たる事務所の数
- 八 会計年度（監査法人の場合）
- 九 監査対象の上場会社の状況（上場会社数、上場会社名等）

2 上場会社監査事務所概要書は、様式第3号により作成する。

3 規則第5条第4項に定める上場会社監査事務所概要書の開示事項は、次の事項とする。

- 一 第1項第一号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態
- 二 第1項第二号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メール

アドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。

三 第1項第三号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職

四 第1項第五号から第八号までに規定する記載事項

五 第1項第九号の記載事項のうち、上場会社数

(品質管理システム概要書)

第5条 規則第5条第1項第二号に定める品質管理システム概要書の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 品質管理に関する責任

二 職業倫理及び独立性

三 監査契約の新規の締結及び更新

四 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

五 業務の実施

六 品質管理のシステムの監視

七 監査事務所間の引継

八 共同監査

九 組織再編を行った場合の対応（ただし、新たに合併等による組織再編を行った場合にのみ記載する。）

2 品質管理システム概要書は、様式第4号により作成する。

3 規則第5条第4項に定める品質管理システム概要書の開示事項は、第1項各号とする。

(定期報告)

第5条の2 登録監査事務所等（規則第9条に定める登録監査事務所等をいう。以下同じ。）は、規則第10条で定める定期報告として上場会社監査事務所概要書を作成することとされている日から上場会社監査事務所概要書を提出しなければならない日までの間に上場会社監査事務所概要書の記載事項の内容に変更が生じ、かつ、当該変更が生じた日までに定期報告を行っていない場合には、当該変更に係る変更報告を行うことで定期報告を兼ねるものとすることができる。

2 前項の規定により定期報告を兼ねるものとして変更報告を行おうとする登録監査事務所等は、規則第10条に定める日又は、規則第11条に定める日のいずれか早い日までに変更報告を行わなければならない。

(変更報告)

第6条 規則第11条に定める変更報告が、上場会社監査事務所概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、次の各号に掲げる変更が生じた記載事項の区分に応じ、当該各号に定める書面を提出するものとする。

一 第4条第1項第一号から第八号までの記載事項

イ 当該変更反映後の上場会社監査事務所概要書（様式第3号）及び上場会社監査事務所概要書変更事項届出書（様式第5号）

ロ 監査事務所の名称、所在地並びに代表者及びその役職に変更が生じた場合にあっては、誓約書（様式第2号）

- 二 第4条第1項第九号の記載事項 当該変更反映後の上場会社監査事務所概要書（様式第3号）及び上場会社監査事務所概要書変更事項届出書（様式第5-2号）
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第六号に定める所属公認会計士の数等についてのみ変更が生じた場合（共同事務所についての構成員に係る変更の場合を除く。）は、規則第10条に定める定期報告をもって、これに代えることができる。この場合においては、上場会社監査事務所概要書変更事項届出書（様式第5号）を定期報告に併せて提出するものとする。
- 3 第1項第二号に定める場合、変更報告は、3か月の期間毎にまとめて行うことができる。この場合において、4月1日（会計年度を定めている登録監査事務所等は、当該会計年度の開始日）を起点とした各期間の翌月末日までに、第1項第二号に定める書類を提出するものとする。
- 4 規則第11条に定める変更報告が、品質管理システム概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、品質管理システム概要書変更事項届出書（様式第6号）及び当該変更を反映した品質管理システム概要書（様式第4号）を提出するものとする。
- 5 品質管理委員会（以下「委員会」という。）は、変更報告を受理したときは、速やかに、変更後の上場会社監査事務所概要書又は品質管理システム概要書を第4条第3項又は第5条第3項の規定により開示するものとする。

第3章 登録及び登録の抹消

（受付留保の通知）

第7条 委員会は、会則第128条第3項に基づき、登録を申請する上場会社監査事務所等が、規則第6条各号のいずれかに該当する事実を確認し、登録の受付を一定期間留保する旨判断した場合は、当該上場会社監査事務所等にその旨を速やかに通知しなければならない。

第7条の2 委員会は、規則第7条第3項の規定により継続審議を具申した場合において、品質管理審議会（以下「審議会」という。）が継続審議を議決したときは、当該上場会社監査事務所等にその旨を速やかに通知しなければならない。

（登録抹消の届出等）

第8条 規則第9条第1項に規定する細則で定める事項は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。

- 一 次の事由により上場会社との監査契約が一切なくなった場合
 - イ 監査契約を締結している上場会社の上場廃止
 - ロ 監査契約を締結している上場会社の合併等による消滅
- 二 監査事務所の組織再編により登録監査事務所が消滅した場合

2 規則第9条第1項の規定による届出は、登録監査事務所の場合は様式第7号、規則第3条の登録審査中の上場会社監査事務所等の場合は様式第15号による。

3 委員会は、規則第9条第2項の規定により上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を抹消したときは、当該監査事務所に対し、その旨を通知する。

（未登録監査事務所名簿等への開示の取止め）

第9条 規則第15条第1項に規定する細則で定める事項は、次の各号のいずれかに該当した場

合とする。

- 一 次の事由により上場会社との監査契約が一切なくなった場合
 - イ 監査契約を締結している上場会社の上場廃止
 - ロ 監査契約を締結している上場会社の合併等による消滅
- 二 会則133条第1項各号に該当しなくなった場合

第4章 組織再編

(組織再編)

第10条 規則第4条に規定する登録監査事務所の合併等による組織再編は、次の各号に定める合併又は組織変更をいう。

- 一 上場会社監査事務所部に登録している監査法人（以下「登録監査法人」という。）が、他の監査法人（上場会社監査事務所部に登録していない監査法人を含む。）と合併した場合
- 二 上場会社監査事務所部に登録している個人事務所（以下「登録個人事務所」という。）が、監査法人に組織変更する場合

(合併した監査法人の登録申請)

第11条 前条第一号に該当する合併後の監査法人は、登録申請を要しない（ただし、第15条第2項に該当する場合を除く。）。

(組織変更した監査法人の登録申請)

第12条 第10条第二号に該当する組織変更後の監査法人は、登録申請を要する。

(合併した監査法人の変更報告)

第13条 第10条第一号に該当する合併後の監査法人は、第15条第2項により登録申請を行う場合を除き、第6条第1項及び第4項に基づく変更報告を行わなければならない。

(組織変更に伴う経過措置)

第14条 第10条第二号の組織変更に対応する場合において、組織変更後の監査法人の社員が、組織変更前に登録個人事務所として監査契約を締結しており、これを引き続き経過的に実施しているとき（実施中の事業年度に係るものに限る。）は、当該期間について組織変更前の登録個人事務所の登録を継続する。

(組織再編等による品質管理レビュー)

第15条 委員会は、第10条第一号に定める合併又は登録監査法人に社員数等の大幅な変動があった場合は、必要に応じて、登録監査法人の監査の品質管理の状況を確認するため、品質管理レビューを実施することができる。

2 委員会は、前項の品質管理レビューを実施した結果、登録監査法人における監査の品質管理の状況が相当に変質している事実があると認めた場合は、相当の期間を定めて登録申請を求め、審議会に具申するものとする。

(措置等による開示の引継ぎ)

第16条 登録監査法人が、監査人と合併した場合又は個人事務所の加入を受けた場合に、当該監査法人又は当該個人事務所において、次の各号に掲げる措置等の開示が行われていると

きは、次の各号に定める期間、当該開示を引き継ぐものとする。

- 一 会則第131条第3項第三号及び第四号又は第133条第1項に基づく開示がある場合
委員会が品質管理レビューを実施し措置等の原因となった事項が改善されていることを確認するまでの期間
- 二 会則第132条第1項第二号に基づく開示がある場合
規則第14条に定める開示期間が経過する日までの期間

(解散した登録監査法人の社員等の登録申請)

第17条 登録監査法人を脱退した社員、又は解散した登録監査法人の社員であった者が、監査法人又は個人事務所を設立し、上場会社の監査業務を継続する場合は、新たに登録申請を行わなければならない。

(公認会計士共同事務所の取扱い)

第18条 共同事務所に構成員として所属する公認会計士が上場会社を監査する場合における会則第128条第1項の規定による登録の申請その他の手続は、共同事務所の代表者が共同事務所単位で行うものとする。

- 2 委員会は、金融庁長官の行う懲戒処分等を受けた公認会計士をその構成員とする共同事務所から会則第128条第1項の登録の申請があったときは、当該構成員が受けた懲戒処分等に応じて、当該共同事務所につき規則第6条で定めるところにより申請の受付を一定期間留保する。
- 3 登録監査事務所である共同事務所に対する会則第131条に規定する措置は、共同事務所を単位として行う。
- 4 委員会は、登録監査事務所である共同事務所の構成員が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたときは、当該懲戒処分等を受けた構成員について、その氏名及び規則第14条に規定する取扱いの概要を同条に規定する期間開示するものとする。
- 5 登録監査事務所である共同事務所を母体として監査法人が設立された場合であって、従前の共同事務所の構成員が当該監査法人の社員となり、かつ、当該監査法人の品質管理のシステムが従前の共同事務所と同等以上と認められるときは、当該監査法人は、新たに会則第128条第1項の規定による登録の申請を要しない。この場合においては、当該監査法人は、規則第11条の規定により変更報告の届出を行うものとする。
- 6 前各項に定めるものを除くほか、上場会社監査事務所部会における共同事務所の取扱いについては、監査法人に準ずるものとする。

第5章 準登録事務所

(登録申請書)

第19条 会則第135条第2項に定める登録申請書は、様式第8号により作成する。

(誓約書)

第20条 会則第135条第2項に定める誓約書は、様式第9号により作成する。

(事務所概要書)

第21条 規則第18条第1項第一号に定める事務所概要書の記載事項は、次の事項とする。

- 一 事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の事務所名称並びに外国の規制機関へ登録している場合の国名等及び規制機関の名称）
 - 二 事務所の所在地等（事務所所在地、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）
 - 三 事務所の代表者（理事長など事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）
 - 四 品質管理責任者（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職並びに連絡窓口担当者の氏名）
 - 五 事務所の沿革（設立年月日、事務所の合併等の組織再編の沿革）
 - 六 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等、特定社員、所属公認会計士その他の監査実施者の数及び共同事務所については構成員の氏名）
 - 七 従たる事務所の数
 - 八 会計年度（監査法人の場合）
- 2 事務所概要書は、様式第10号により作成する。
- 3 規則第18条第2項に定める事務所概要書の開示事項は、次の事項とする。
- 一 第1項第一号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態
 - 二 第1項第二号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。
 - 三 第1項第三号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職
 - 四 第1項第五号から第八号までに規定する記載事項

（品質管理システム概要書）

第22条 規則第18条第1項第二号に定める品質管理システム概要書の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 品質管理に関する責任
 - 二 職業倫理及び独立性
 - 三 監査契約の新規の締結及び更新
 - 四 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - 五 業務の実施
 - 六 品質管理のシステムの監視
 - 七 監査事務所間の引継
 - 八 共同監査
 - 九 組織再編を行った場合の対応（新たに合併等による組織再編を行った場合にのみ記載する。）
- 2 規則第18条第1項第二号で定める品質管理システム概要書は、様式第11号により作成する。
- 3 規則第18条第2項に定める品質管理システム概要書の開示事項は、第1項各号に掲げる事項とする。

（定期報告）

第22条の2 第5条の2の規定は、準登録事務所について準用する。この場合において、同条第1項中「上場会社監査事務所概要書」とあるのは「事務所概要書」と読み替えるものとする。

る。

(変更報告)

第23条 規則第18条の2に定める変更報告が、事務所概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更反映後の事務所概要書(様式第10号)及び事務所概要書変更事項届出書(様式第12号)を提出するものとする。この場合において、記載事項のうち、監査事務所の名称、所在地並びに代表者及びその役職に変更が生じた場合にあっては、誓約書(様式第9号)も併せて提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項第六号に定める所属公認会計士の数等についてのみ変更が生じた場合は、規則第18条の2に定める定期報告をもって、これに代えることができる。この場合においては、事務所概要書変更事項届出書(様式第12号)を定期報告に併せて提出するものとする。

3 規則第18条の2に定める変更報告が、規則第18条第1項第二号で定める品質管理システム概要書に係るものであるときは、当該変更反映後の品質管理システム概要書(様式第11号)及び品質管理システム概要書変更事項届出書(様式第13号)を提出するものとする。

4 委員会は、変更報告を受理したときは、速やかに、変更後の事務所概要書又は品質管理システム概要書を第21条第3項又は第22条第3項の規定により開示するものとする。

(登録抹消の届出)

第24条 準登録事務所は、準登録事務所としての登録の抹消を申し出ることができる。

2 前項に基づき、登録の抹消を申し出る事務所が提出する登録抹消の届出書は、様式第14号による。

3 委員会は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく準登録事務所名簿から登録を抹消し、会長及び審議会に報告する。

4 委員会は、準登録事務所名簿から登録を抹消したときは、当該事務所に対し、準登録事務所名簿から抹消した旨を通知する。

(懲戒処分等の取扱いの準用)

第25条 会則第128条第3項の規定は、金融庁長官の行う懲戒処分等を受けた公認会計士又は監査法人から会則第135条第1項の規定による申請があった場合について準用する。

2 会則第132条の規定は、規則第3条に定める登録審査中の事務所又は準登録事務所が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けた場合について準用する。

(共同事務所の取扱い)

第25条の2 第18条の規定は、準登録事務所の登録について準用する。

第6章 名簿等の開示

(名簿の記載事項)

第26条 規則第22条第1項第六号に規定する細則に定める記載事項は、組織再編等、品質管理レビューに関する情報その他委員会が必要と認めた事項とする。

2 規則第22条第2項第五号に規定する細則に定める記載事項は、事由の発生年月日、開示期間その他委員会が必要と認めた事項とする。

3 規則第22条第3項第五号に規定する細則に定める記載事項は、組織再編等に関する情報その他委員会が必要と認めた事項とする。

(名簿等の開示)

第27条 上場会社監査事務所名簿、未登録監査事務所名簿及び準登録事務所名簿並びに誓約書、上場会社監査事務所概要書、事務所概要書、品質管理システム概要書及び規則第5条第1項第三号の説明書類は、本会ウェブサイト上で開示する。

(自己責任の原則)

第28条 誓約書、上場会社監査事務所概要書、事務所概要書、品質管理システム概要書及び規則第5条第1項第三号の説明書類は、各登録監査事務所等又は準登録事務所が自己の責任に基づき、作成し、提出したものであり、委員会又は審議会が当該開示内容に保証を与えるものではない。

2 委員会は、前項に規定する書類を本会ウェブサイトに掲載するに当たり、当該書類が、各登録監査事務所等又は準登録事務所の責任に基づき作成されたものであり、委員会又は審議会が当該開示内容に保証を与えるものではない旨を記載するものとする。

第7章 雑 則

(相談)

第29条 会員は、上場会社監査事務所部会への登録等について、委員会に相談することができる。

(未登録監査事務所名簿記載検討作業部会)

第30条 委員会は、登録監査事務所及び登録審査中の上場会社監査事務所等が、会則第131条第3項第四号の規定による登録の取消し又は会則第133条第1項第二号に該当する場合には、会則第131条第1項又は第133条第1項の結論案を決定する前に、品質管理委員会運営細則第7条の規定により作業部会を設置するものとする。

2 前項の規定により設置する作業部会は、未登録監査事務所名簿記載検討作業部会と呼称する。

3 未登録監査事務所名簿記載検討作業部会は、品質管理レビュー報告書案等を検討し、第1項に規定する監査事務所からの意見聴取を行った上で、承認又は再審査の指示を行うものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日改正)

この改正規定は、平成21年3月19日から施行し、平成21年4月1日以後の登録申請、定期報告及び変更報告から適用する。

附 則（平成21年4月15日改正）

- 1 この改正規定は、平成21年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第2号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第9号）及び事務所概要書（様式第10号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。

附 則（平成23年3月29日改正）

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所である共同事務所は、この改正規定による改正後の第18条第1項の定めるところにより登録を受けた共同事務所とみなす。
- 3 この改正規定の施行の際現に平成22年7月7日改正前の公認会計士等の事務所名称及び公認会計士共同事務所の事務所名称の登録に関する取扱要領第3条第1項に規定する共同事務所の構成員であり、かつ、個人事務所として上場会社監査事務所部に登録を受けている公認会計士が、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度において引き続き当該共同事務所の構成員として上場会社を監査する場合には、当該共同事務所の代表者は、平成24年3月31日までに会則第128条第1項の規定による登録の申請をしなければならない。

附 則（平成23年5月18日改正）

この改正規定は、上場会社監査事務所登録規則第7条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成23年8月3日改正）

- 1 この改正規定は、平成23年8月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第2号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第9号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。